

尼崎市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和元年9月24日 午後4時2分～午後4時55分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	北垣 裕之
事務局参与	能島 裕介
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	橋本 謙二
学校教育部長	平山 直樹
学校教育部次長	宮原 久弥
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
歴博・文化財担当	楞野 一裕
中央図書館長	安福 真理子

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第55号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時2分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。
中島 企画管理課長。

企画管理課長 8月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。8月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 意義なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2「議事」の「議案第55号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。安福 中央図書館長。

中央図書館長 中央図書館長でございます。
お手元の資料、16ページをお開き願います。それでは、「議案第55号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」につきましてご説明申し上げます。尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則にて規定している配本所について、尼崎市ユース交流センターに整備される図書室、すなわち「あまぶらり」を、尼崎市立図書館の配本所として位置付け、市民への供用を開始することから、現行の規則を改正する必要があるため、本議案を提出し、ご審議をお願い申し上げるところでございます。改正内容といたしましては、図書館の配本所について規定した別表に、ユース交流センター配本所の貸出日及び貸出時間について定めると同時に、他の部分についての文言の整理を行っています。
それでは、資料19ページの新旧対照表もご覧ください。配本所について規定した別表に、施設及び貸出日ならび貸出時間を追加しようとするものでございます。最後になりましたが、施行日は令和元年10月1日を予定いたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 配本所の位置づけは。

中央図書館長 配本所については尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第18条に規定されており、図書館との違いは、司書の配置やレファレンスのサービスがなく、本の貸し出しが主な配本所の役割となります。

磯田委員 あまぶらりの配本所には司書を配置しないのか。

中央図書館長 司書は配置しません。

濱田委員 あまぶらりの配本所にはどのような本を置いているのか。

中央図書館長 青少年の活動の拠点となりますので、青少年が親しみやすい本を中心に揃えております。なお、子どもから大人までのあらゆる方にもご利用いただけるように、一般図書も取り揃えております。現在、5,500冊のうち2,000冊が青少年向けの図書です。

濱田委員 あまぶらりの配本所に従事するものはどのような方か。

中央図書館長 ユース交流センターの管理・運営を行う指定管理者があまぶらりの配本所も運営を行っていただきます。先日、図書の貸し出しなどの研修も行いました。図書館行事などについても指定管理者と連携していきたいと考えております。

松本教育長 配本所では図書貸出券は作れるのか。

中央図書館長 作れます。

磯田委員 今後、生涯学習プラザとの連携はどのように考えているのか。

中央図書館長 公民館時代から様々な連携を行ってきましたが、今年度からは中央及び北図書館でしか開催されなかった読み聞かせなどを行うプレママ講座を大庄南・北生涯学習プラザでも開催するようにいたしました。

磯田委員 そのような事業の企画は、図書館が行うのか、生涯学習プラザが行うのか。

中央図書館長 生涯学習プラザの指定管理者の業務は館の管理のみなので、図書館が各地域課と連携して事業を行っております。ユース交流センターの場合は、指定管理者の業務のなかに管理運営が入っておりますので、指定管理者と連携してまいります。

磯田委員 旧聖トマス大学時代の図書館の本はどのように活用しているのか。

中央図書館長 258, 259冊の寄付をいただきましたが、そのうち2,420冊を中央・北図書館で活用し、3,133冊は市内の小中学校で活用し、4,552冊は処分しました。残りの図書は一般の利用が見込めないため、このまま閉架書庫にて保管いたします。閉架書庫にある図書の貸出を希望する場合は、その都度図書館が判断いたします。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第55号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第55号」を原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。楞野 歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長

お手元の資料26頁をお開き願います。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。この諮問は、「尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき」、諮問するものでございます。諮問先は、「尼崎市文化財保護審議会」でございます。尼崎市文化財審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておりまして、現在の委員は、資料29頁の中ほどに掲載の名簿のとおりでございます。恐れ入りますが、26頁にお戻り願います。諮問日は、「令和元年9月30日」の予定でございます。諮問内容は「令和元年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件ですが、事務局からご提案する2件につきましてご説明をさせていただきます。

1件目の候補物件名は、「東園田遺跡出土 玉杖形木製品」で、数量は1個でございます。法量は、全長が68.3cm、最大幅が8.6cm、最大厚さは1.2cmとなっております。所有者は、「尼崎市」、所在地は、「尼崎市東七松町1丁目23番1号」でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。この資料は、尼崎市東園田町1丁目から2丁目にかけて所在する弥生時代から古墳時代後期にいたる集落遺跡「東園田遺跡」の発掘調査の際に発見されました古墳時代初頭のものと考えられる「玉杖形木製品」でございます。東園田遺跡は猪名川流域の標高約3mの沖積平野に立地し、これまでに59回にわたる発掘調査等により、弥生時代中期の井戸・土坑・ピット等の遺構、弥生時代後期の竪穴住居・溝状遺構・土坑・ピット等の遺構、古墳時代の掘立柱建物・溝状遺構・土坑・ピット等の遺構を検出するとともに、弥生土器・土師器・須恵器・土錘・金属製品・木製品・石器等の遺物が出土しております。特に古墳時代初頭の東園田遺跡は遺物の出土量の多さや、北は石川県、東は愛知県・三重県、西は島根県・岡山県、南は兵庫県淡路や徳島県に至る全国各地の土器が出土しておりますことから、交通の要衝の地として大きく都市化した集落であると考えられています。本資料は第29次発掘調査の際に確認されました自然流路1の中層から出土したもので、材質はアカガシ亜属で、円柱状の棒軸部の上端に逆台形の基部を設け、その上を半円形にかたどり、さらにその上には一部が欠損しておりますが、V字形の立飾りをもっております。棒軸部の下半にはヒレ状の突出部があり、下端は尖っております。この形態の木製品は、実用的な道具ではなく祭祀などに用いられた威儀具と考えられ、同時代の石製の威儀具との形態的特徴が認められます。棒状の威儀具は、体の前で垂直に持って威儀を正す杖と考えられ、弥生時代から古墳時代にかけて日本国内で60点近く見つっております。本資料と共通した特徴をもつものは全国で11点出土していますが、欠損が少なく全体の形状が残っていた事例は鳥取県岩美町の塞ノ谷遺跡と、静岡県浜松市の恒武山ノ花遺跡の2例のみで、本資料は3例目ですが、最も古い事例となります。木製品は土器や石器とは異なり、腐食が進むため、残存しにくいものですが、本資料はほぼ完全な形で残っていたという点で希少といえます。また、玉杖形木製品は古墳時代初頭の大和を中心とする大王級の古墳出土副葬品との関連から、古墳時代初期の王権の儀礼体系を構成する要素の一つと位

置付けられております。周辺に前期古墳が存在せず、交通の要衝の地として大きく都市化した集落である東園田遺跡から玉杖形木製品が出土したことは、古墳時代初期の王権形成、日本の国家形成史、ひいてはアジアの歴史の動態を紐解く鍵となる考古遺物といえます。なお、玉杖形木製品と出土状況の画像は、次の頁、27頁に掲載のとおりでございます。

続きまして、2件目の候補物件名は、「足利義教御判御教書」で、数量は1通でございます。法量は、縦33.9cm、横54.8cmとなっております。所有者は、「尼崎市、」、所在地は、「尼崎市東七松町1丁目23番1号」でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。室町幕府第6代将軍足利義教が正長2年8月7日付けで出した命令書で、末尾に同月4日に兼任したばかりの「右近衛大将」の官名と「源朝臣」の氏姓に続けて花押が据えられております。本資料は「御判御教書」と呼ばれる様式の室町幕府の命令文書で、高位の主君の意を伝えるために家臣が出す奉書形式の文書である「御教書」が、室町時代には将軍が自身の花押を据えて発する命令書をも意味するようになり、花押、つまり「判」があることからこのように呼ばれております。平成10年に尼崎市が取得したもので、伝来は明らかではありませんが、醍醐寺の旧蔵文書であったと考えられます。未装で、「義教将軍」の貼紙は後補です。保存状態は良好です。足利義教が、醍醐寺の三宝院門跡が管轄する所領に対して役夫工米以下の臨時課役の免除とその徴収のための守護の使節の立ち入り禁止を命令したもので、「役夫工米」は伊勢神宮式年遷宮の造営費用として諸国の荘園・公領から徴収した臨時課税で、室町時代には幕府が徴収・免除を決定していました。本資料が出されました正長2年は9月5日に永享に改元されておりますが、この当時の三宝院門跡は第4代将軍義持以来、幕政に深く関与し「黒衣の宰相」と呼ばれた満濟です。義教は甥の第5代将軍義量の没後も政務にあたった兄の義持が後継指名をせず重態となったことから、満濟や幕府の重臣らが評議を行い、くじ引きで後継者となりました。義持の没後、当時僧籍にあった義教が還俗、任官して正式に将軍に就任したのは翌年の正長2年3月15日のことでした。本資料は義教が将軍就任後ほどなく、自身の将軍嗣立に関わった満濟が管轄する所領を保護する命令を出したことがわかる新出の資料であり、両者の関係性を考えるうえでも興味深い資料でございます。また、鎌倉時代後期の醍醐寺の報恩院の所領目録には野間荘友行名があり、室町時代前期には野間荘時友名の田畠などが足利義持から満濟が管轄する三条坊門八幡宮に寄進され、以後、戦国期まで醍醐寺領として存続したことが同寺所蔵文書などから知られております。さらに、豊臣秀吉から尼崎郡代に任命された建部寿得は慶長10年から豊臣秀頼が進めた醍醐寺仁王門等の造営・修築に作事奉行として実務にあたるなど、尼崎と醍醐寺は中世を通じて様々な関わりをもっていたことが知られております。本資料は野間荘友行名や時友名など市域にも所領を有していた醍醐寺の寺領に関わる新資料であるとともに、中世の尼崎地域に多数所在した荘園の様相の一端をうかがい知ることができる貴重な資料でもあります。また、このような幕府の命令書や著名人の花押がある文書は後世に掛幅装等に形状が改変され伝来することが少なくありませんが、本資料は未装であり、文書の当初の姿を留めている点でも注目されます。画像を28頁に掲載しておりますので、ご参照ください。

最後に、今後の予定ですが、来る30日に開催予定の本年度第1回の尼崎市文化財

保護議会にて、ただ今、ご説明申し上げました2件の資料を候補物件として事務局からご提案することにいたしております。候補物件としてご審議いただくことに決しました後は、11月頃に開催を予定しております第2回の審議会にて実物調査をしていただき、その結果を踏まえ、来年2月頃に開催予定の第3回の審議会にて答申をいただく予定でございます。答申をいただきました後は、「尼崎市指定文化財の指定について」の議案を教育委員会に上程させていただき、本年度の文化財指定についてご審議いただきたいと考えております。なお、29頁から31頁にかけて、令和元年9月1日現在の尼崎市指定文化財の一覧表、31頁の中ほど以降に尼崎市文化財保護条例の抜粋を付けさせていただいておりますので、あわせてご清覧願います。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 どのような流れで審議されるのか。

歴博・文化財担当課長 審議会では対象となる文化財の専門分野の委員が中心になって文化財的な価値について審議されます。第1回審議会では調査審議する文化財が決定され、第2回審議会での実物調査によって指定すべきとなった場合は、第3回審議会では答申書がとりまとめられます。審議会から答申を提出していただいた後、教育委員会に市指定文化財に指定についてお諮りするという流れになります。

仲島委員 国の指定文化財にはならないのか。

歴博・文化財担当課長 国の指定文化財に指定されるには、まずは県の指定文化財に指定されてから国の指定文化財に指定されるというのが一般的な流れになります。

松本教育長 尼崎市の指定文化財に係る維持管理費用の補助金はどのようなものか。

歴博・文化財担当課長 修理保存や災害復旧に係る費用等については、市の指定文化財では、2分の1を限度として予算の範囲内で補助しております。

仲島委員 子どもたちが実物を見ることができるようしてほしい。

歴博・文化財担当課長 現在整備工事が進行中の新博物館にて展示する機会を設けるようにしていきます。

磯田委員 保存状態がよいのはなぜか。

歴博・文化財担当課長 適度な湿度が保たれていたためだと考えられます。発掘後は外気に触れ急速に乾燥をしていくため専門業者に委託して保存処理を実施しています。お手元の資料の写真は保存処理後の状態を写したものです。

松本教育長 大王級の人物が暮らしていたのか。

歴博・文化財担当課長 大王級の古墳の出土品は主に碧玉製で、今回の出土品は木製品ですので、大王級の人物が使用したのとは考えられません。都市化した集落であったため、このような木製品が出土したのではないかと考えられます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会9月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、32ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。8月30日に防災総合訓練として尼崎の森中央緑地にて全市的に実地訓練が行われました。9月10日から10月10日まで9月市議会定例会を開催しており、11日から13日までは一般質問が行われました。また、20日には文教委員会が開かれました。これらの内容につきましては、10月3日及び4日に行われる総括質疑の内容と併せまして、10月定例会においてご報告いたします。

次に、学校教育関係でございます。2学期の始業式につきましては、小学校及び中学校では8月26日に、幼稚園、高等学校、特別支援学校では9月2日に行われました。また、9月14日にはあまよう特別支援学校竣工式が執り行われました。

続いて、社会教育関係でございます。9月8日に尼崎市体育協会会長杯・市長旗大会総合開会式が、9月13日には尼崎城において薪能が行われました。

最後に、10月の主要行事予定表でございます。9月の市議会定例会が引き続き10月10日まで開催され、26日には決算特別委員会の文教分科会が、10月3日及び4日には決算特別委員会の総括質疑がございます。主なイベントといたしましては、10月6日に本庁周辺を会場とする尼崎市民まつりが、14日には2019スポーツのまち尼崎フェスティバルが、19日には尼崎市立中学校総合体育大会が、25日には食育フェア2019 尼崎市学校給食展がございます。また、主な式典行事といたしましては、10月1日にはひと咲きプラザオープニング式典、19日にはユース交流センター及び子育て支援センター開所式、26日には小田北中学校創立70周年記念式典がございます。教育委員会10月定例会につきましては、10月28日16時から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 28日の総合教育会議は何時から開催されるのか。

企画管理課長 今しがた 28 日の教育委員会 10 月定例会を 16 時からの開催と申し上げましたが、申し訳ございませんが、13 時から先に開催し、その後に総合教育会議を開催するよう調整中です。

磯田委員 議題はどうなるのか。

管理部長 現在調整中ですが、体罰の取組みの進捗状況についてと教育振興基本計画の理念の部分教育大綱として定めることについての 2 題が議題になる予定です。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。
これもちまして、尼崎市教育委員会 9 月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 9 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 4 時 5 分、教育長は閉会を宣した

尼崎市教育委員会 9 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。